

第3章 その他

1 塩町中学校区小中学校 生徒指導規程（中学校用）

令和7年4月1日

第1章 総則

この規程は、三次市塩町中学校区小中学校で学校教育を受ける児童生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が協力して次代を担う児童生徒の健やかな成長を図るために定めるものとする。この規程は、義務教育9年間の見通しを持った指導について、三次市塩町学区小中学校の共通認識、共通実践を図るためのものである。

（目的）

第1条 この規程は、三次市塩町中学校区小中学校の各学校の教育目標を達成するためのものである。児童生徒の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送らせるという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 指導内容について

（登下校）

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。

（1）中学生の登下校

①徒歩通学は、歩道でのマナーを守り通学路を通る。

②自転車通学は、学校の自転車通学ルールに従い安全に留意して通学路を通る。

安全確保の面から、ヘルメットは、記名の上、着用することとし、交通安全教室を行う。ヘルメット未着用、2人乗り、改造自転車、自転車通学許可違反については、特別な指導をする場合がある。

③スクールバス、JR等公共交通機関による通学は、他の利用者の迷惑にならないようにする。

※自転車通学違反については、特別な指導をする場合がある。

（登校・遅刻・欠席・早退・外出）

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

（1）登校時刻は、中学校の定めた時間までに所定の場所に着席する。

（2）欠席の場合、8時15分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。

（3）遅刻の場合、8時15分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、授業場所に行く。

（4）早退の場合、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を予め学校に連絡する。

（5）登校したら、校外には出ない。特別な理由により外出が必要な場合は職員室に連絡して許可を得る。

（頭髪）

第4条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動の妨げとならず、高校入試や就職活動に対応できる身だしなみを基準とする。

（1）髪型

①肩や目にかからない髪の長さとする。

②肩にかかる場合、黒、紺、茶色のゴムで束ねる。リボン等は使用しない。

（2）染色、脱色、着毛、整髪料、パーマ、アイロン、そりこみ、前髪をななめに切る等、不自然な髪型等は禁止する。

※長期休業、連休の期間においても適用する。

※改善が見られない場合、現状の回復を図るため特別な指導を行う場合がある。

（化粧・装飾・装身具・不要物）

第5条 化粧、装飾、装身具、不要物は学校に持ってこない。

（1）口紅（色付きリップクリームを含む）マスカラ等の化粧類

（2）マニキュア等の爪や皮膚への装飾

（3）ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト等の装身具

（4）眉毛のそり落とし、眉毛の加工

（5）携帯電話や情報通信機器、デジタルカメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、装飾品、刃物などの危険物等、学校での学習活動に必要なでないものは、持参しない。

※長期休業、連休の期間においても適用する。

※違反があった場合は、学校預かりを行い特別な指導を行う場合がある。

（服装）

第6条 制服等、身なりについては、次のことを指導する。

校内外の学習活動及び登下校時（休業日を含む）は、学校が定める制服（服装）を正しく着用する。

（1）制服

①冬服 学校指定のブレザー、スカートまたはスラックス、ブレザーの下には無地でポケットの付いた白いポロシャツを着用する。寒いときには、ベスト・長袖セーターを着用してもよい。

②夏服 学校指定のブレザーを脱ぎ、スカートまたはズボン。半袖の白ポロシャツ（無地でポケット付き）を着用する。

③服装の移行 衣がえは、原則として、夏は6月1日、冬は10月1日とするが、気候等を考慮して判断する。

（2）ポロシャツ

①無地のポケット付きのポロシャツを着用し、ポロシャツの裾はスカートまたはスラックスに入れること。

②ポロシャツの下には、衛生面を考え、下着（白、黒、紺、灰、ベージュで無地のもの）を着用すること。

（3）スラックス・スカート・ベルト

①スラックス

ベルト（黒・紺・グレー・茶とし飾りがついたものやエナメルのもの極端に細いものは禁止）を必ず着用する。腰パン（ズボンをずらした着こなし）や裾擦り（床に裾がつき破れる）変形等は禁止とする。

②スカート

スカート丈は、膝たち状態で裾が床につく長さとする。

(4)靴下

白, 紺, 黒色ソックスまたはハイソックスとする(ルーズソックス, くるぶしソックス(部活動を除く)の着用は禁止とする)。またメーカー等のマークは華美でないものとする。

ストッキングを使用する場合は, ベージュ色を使用すること。(ただし, 冬季については黒のストッキングの使用を許可する)

(5)体操服

学校指定のものとし, 半袖シャツ(白)と紺のジャージ上下。夏場は半袖シャツ(白)と紺のクォーターパンツとする。

(6)通学靴

①白の運動靴。かかとを踏まない。

②雨天時や降雪時は, 長靴を使用してもよい。

(7)上履き・体育館シューズ

学校の指定のものを使用する。かかとをふまない。

(8)名札

学校規程の名札とする。

(9)セーター・ベスト

黒, 紺, グレーで, 上着の袖や裾から出ないVネックでかぶるタイプとする。無地で華美でないものとする。

(10)防寒着

登下校時のみ制服の上に防寒服の着用を認める。学校指定のウインドブレーカーを着用する。

※違反があった場合は, 特別な指導を行う場合がある。

第3章 校外での生活について

(校外の生活)

この章については、保護責任の観点から保護責任についても記載する。

本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携をとり指導する。指導を繰り返す生徒の場合は、特別な指導を行う。

第7条 校外の生活については、次のことを指導する。

(1) 生徒だけでの市外への外出

(2) 生徒だけでの娯楽施設への入店（カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、ボーリング場、マンガ喫茶、ビデオ取扱店、映画館、大型店舗内のゲームコーナー）

(3) 生徒だけでの外泊や夜間徘徊禁止

① 保護者は、夜間（午後10時から翌日午前4時までの時間）生徒を外出させないようにする。

② 保護者は、広島県青少年健全育成条例により娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はしないようにする。

(4) 情報通信機器

学校への携帯電話等の持込を禁止している。携帯電話等の情報通信機器については、家庭でのルールづくり、夜間の携帯電話等の保管場所、情報通信機器（パソコン・ゲーム機等）のフィルタリングに努める。

(5) 酒・たばこ類等の購入

保護者は、酒、たばこ類を生徒に購入させないようにする。

(6) 危険箇所への立入り

保護者は、立入り禁止箇所や廃屋、池等危険が予想される場所に生徒を立入らせないようにする。

(7) 交通違反

① 道路交通法に違反させないようにする。

② 自転車のルールを守る。

第4章 特別な指導について

(特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」ことであり、生徒が起こした問題行動を反省させ、事後、よりよい学校生活を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるよう指導する。

(特別な指導の対象となる問題行動)

第8条 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした児童生徒には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 窃盗，万引き，占有物離脱横領
- ② 喫煙，飲酒及び準備行為（購入・所持・行為同一場所滞在）
- ③ 暴力，威圧，強要行為
- ④ いじめ

定義「一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」

- ⑤ 公共建造物，備品等器物損壊
- ⑥ 交通違反
- ⑦ 無免許運転及び同乗
- ⑧ 性に関するもの
- ⑨ 薬物等乱用
- ⑩ 刃物等所持
- ⑪ その他の法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則等に違反する行為

- ① 暴力行為（対教師・生徒間・対人・器物損壊）

※相手に外傷等がなくても有形力の行使が暴力行為となる場合もある。（体当たりや腕で突く等）

- ③ 登校後の無断外出，無断早退
- ④ 指導に従わない（指導無視，暴言，授業エスケープ，授業中の無断立ち歩き，授業妨害行為等）
- ⑤ 携帯電話等の持込み
- ⑥ 規程に反する頭髪，化粧・装飾・装身具等
- ⑦ 学習等に必要のない不要物持込み
- ⑧ 不正行為（テスト等のカンニング等）
- ⑨ 家出及び深夜徘徊
- ⑩ 金品強要
- ⑪ 無断アルバイト
- ⑫ 暴走族等，関係団体への加入及び参加
- ⑬ 不健全娯楽や不純異性交遊
- ⑭ 情報機器等を介した誹謗中傷の書き込み
- ⑮ その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

（特別な指導の方法）

第9条 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。但し、発達段階や常習性、反省状況等も配慮し指導を行う。

特別な指導の例

①別室による反省指導

（1～2時間→半日→1日～5日）

②授業観察による反省指導

（1～2時間→半日→1日～5日）

③奉仕作業による反省指導

（1～2時間→半日→1日～5日）

④教育相談と反省指導を複合した指導（スクールカウンセラー・こども応援センター等）

⑤保護者来校による授業観察指導

（1～2時間→半日→1日～5日）

⑥学校と保護者で協議した内容での指導

※特別な指導期間中にあるテスト等は別室で受験する。

※特別な指導期間中にある学校行事や部活動の公式大会への参加は、別途協議する。

（特別な指導の期間）

第10条 反省指導の期間については、次の通りとする。

別室反省指導及び授業反省指導の期間は、概ね1時間から5日とする。ただし、発達段階や問題行動の程度、繰り返し等により指導期間を変更することがある。

（特別な指導を実施するにあたって）

第11条 特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動に気づき、振り返る時間を通して、その時の適切な行動は、どうすればよかったのかについて考えさせる。同じ問題行動を繰り返さずに、事後よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。
- (2) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認等を行う。
- (3) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、生徒・保護者・教職員で確認する。
- (4) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他、特別な指導の対象となる行為を繰り返す場合は、関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。
- (5) 特別な指導の期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にし、生徒の状況及び発達の段階も考慮して効果的に行う。

第5章 規定の周知について

（規定の周知）

第12条 生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、全保護者が出席するPTA総会等で直接説明を行う。また、ホームページでの公開等、周知の徹底を図る。